令和6年度 国営土地改良事業地区調査

角田丸森地区環境配慮計画検討その他業務

特別仕様書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

令和6年度国営土地改良事業地区調査角田丸森地区環境配慮計画検討その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、国営土地改良事業地区調査「角田丸森地区」の調査地域において、環境調査 補足調査及び環境配慮計画(案)の作成を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする地域は、宮城県角田市及び伊具郡丸森町地内であり、詳細は 別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1一4条

作業実施のための土地の立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地を踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現場立ち入りに当たっては、監督職員に連絡を取った後、作業に着手するものと する。

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1)作業の実施順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、本業務に対し十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監	環境-環境保全計画、環境測定
	花白1文111	自然環境保全、環境影響評価
		建設-建設環境
		農業-農業土木、農業農村工学
		農村環境

		農村地域・資源計画
	環境	環境保全計画、環境測定 自然環境保全、環境影響評価
	建設	建設環境
	農業	農業土木、農業農村工学、農村環境 農村地域・資源計画
博士	理学	
	工学	
	農学	
シビルコンサルティング	建設環境	
マネージャー	農業土木	

(照查技術者)

第1-7条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士 以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
貝 俗		
技術士	総合技術監理	環境-環境保全計画、環境測定
		自然環境保全、環境影響評価
		建設-建設環境
		農業-農業土木、農業農村工学
		農村環境
		農村地域・資源計画
	環境	環境保全計画、環境測定
	_	自然環境保全、環境影響評価
	建設	建設環境
	農業	農業土木、農業農村工学、農村環境
		農村地域・資源計画
博士	理学	
	工学	
	農学	
シビルコンサルティング	建設環境	
マネージャー	農業土木	

- (2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。
 - 1) 現地調査(第1回) 実施前の段階
 - 2) 環境配慮計画 (案) 作成とりまとめ着手段階
- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担 業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を 変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第2-1条

本業務における現地調査の調査対象想定エリアは次のとおりである。

- (1) 排水機場
 - ①小田排水機場周辺、半径50m以内
 - ②堀切排水機場周辺

(参考図書)

第2-2条

本業務の参考にする図書は、共通仕様書2-1条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)
			年月
1	環境との調和に配慮した事		平成14年3月
	業実施のための調査計画・設		平成15年4月
	計の手引き		平成16年5月
2	環境との調和に配慮した事		平成27年5月
	業実施のための調査計画・設		
	計の技術指針		
3	河川水辺の国勢調査基本調	国土交通省水管理・国土保	平成28年1月
	査マニュアル【河川版】	全局河川環境課	

(貸与資料等)

第2-3条

貸与資料は、次のとおりである。

Ī	分類	貸与資料	備考
	成果物	角田-農業水利事業誌- (平成8年3月)	1式

	国営角田土地改良事業計画書(国営施設応急対策)	1式
	令和4年度 広域農業基盤整備管理調査 角田地区対策手法検	1式
	討調査業務報告書	1 = 1,
	令和5年度 地域整備方向検討調査 角田二期地域環境配慮基	1 +
	本方針(案)作成業務報告書	1式
	令和5年度 地域整備方向検討調査 角田二期地域統合排水機	1
	場基本設計その他業務報告書	1式
	令和5年度 地域整備方向検討調査 角田二期地域小田排水機	1 -
	場他構想設計業務報告書	1式
その他	その他監督職員が必要と認める資料	1式
		1

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-4条

第2-1条、第2-2条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1)参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3)貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-5条

本事業と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連事業の管理技術者との連携を密にして、互いに協調の図られた整理をしなければならない。

番号	業務名	実施期間
1	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区江尻排水機場他基本設計その他業 務	令和6年4月 ~令和7年2月
2	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区小田排水機場基本設計その他業務	令和6年4月 ~令和7年2月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。また、詳細は 別紙1作業項目内訳表に示すとおりである。

作業項目表

作業項目	数 量	備考
1. 準備作業	1式	
2. 環境調査補足調査	1式	
3. 環境配慮計画(案)の作成	1式	

4. 照査	1式	
5. 点検とりまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条

作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者 が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2)関係機関からの聞き取り等が必要な場合は、事前に監督職員と調整を行うものとする。
- (3)外業に当たっては夏季の作業を含むことから、共通仕様書第1-31条によるほか、 熱中症対策を講じて実施するものとする。
- (4) 共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する当該業務の技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手時において、受発注者間の作業方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農林水産省Webサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1)業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員(主催)、監督員等が、作業方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、 業務の円滑化と成果物の品質確保を推進する。

- ① 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある
 - a)業務条件·前提条件
 - b) 業務計画の妥当性
 - c) スケジュール
 - d) 設計変更内容
 - e) その他
- ② 会議の開催(事務所側の出席者等)については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ契約変更する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員(主催)、監督員等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、業務条件や施工の留意点、関連事業の情報、作業方針の明確化等について情報共有を図る。

(3)業務確認会議において確認した事項については、受注者が速やかに業務打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについて、打合せ場所は東北農政局阿武隈土地 改良調査管理事務所とし、打合せ時期・回数については、次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ (現地調査 (第1回) 実施前の段階)

第3回 中間打合せ(環境配慮計画(案)とりまとめ着手の段階)

最終回 報告書原稿作成の段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、速やかに業務打合 せ記録簿を作成し、上記打合せの都度、その内容について監督職員と相互に確認するもの とする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第 1-17条に基づき作成し、以下のとおり提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副各1部 このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所 を黒塗り等にする処置を行い、電子媒体(CD-R等)により別途1部提出するものとす る。
- (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じ(A4版)で可) なお、前記で黒途り等の処置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場38-7

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-1条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合

- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (7) その他

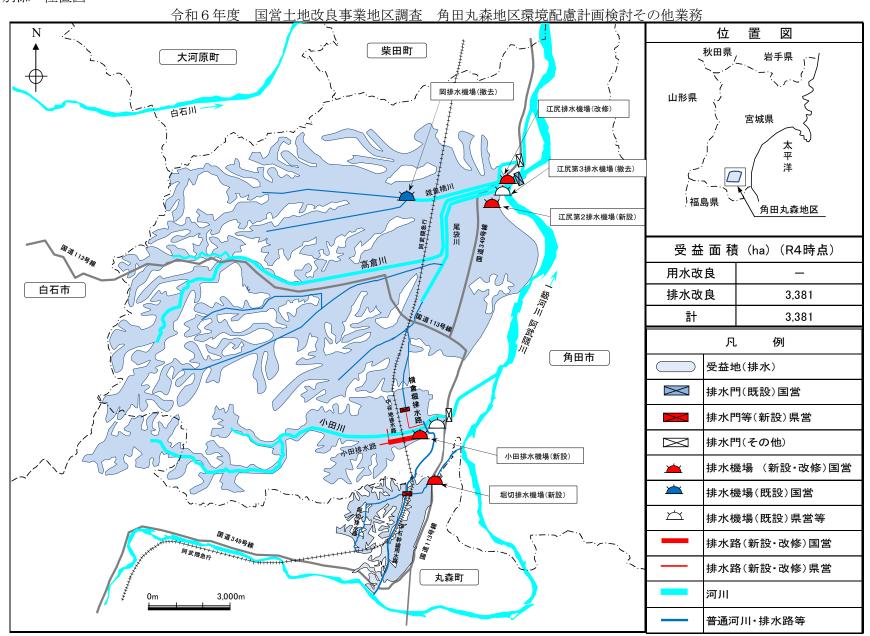
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添 位置図



別紙1 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業 数量
1. 準備作業	本業務における貸与資料を整理し、作業計画を樹立する。	1式
2. 環境調査補足調査		
(1) 生物・景観補足調査	過年度業務にて作成された環境配慮基本方針(案)を基に、	1式
方針の作成	事業化した際に想定される影響範囲(施行箇所及び工事立入	
	箇所) における環境配慮計画を検討するために必要な生物・景	
	観補足調査方針を作成する。	
(2) 現地調査(魚類)	2. (1) で作成した方針に従って現地調査を実施する。	1式
小田排水機場	(年2回調査を想定)	
	調査対象想定エリア:小田排水機場周辺半径50m以内	
	なお、調査に係る特別採捕許可申請は受注者が行うものと	
	する。	
(3)現地調査(底生動物)小	2. (1) で作成した方針に従って現地調査を実施する。	1式
田排水機場	(年2回調査を想定)	
	調査対象想定エリア:小田排水機場周辺半径50m以内	
(4) 現地調査(鳥類)	2. (1) で作成した方針に従って現地調査を実施する。	1式
小田排水機場	(年2回調査を想定)	
	調査対象想定エリア:小田排水機場周辺半径50m以内	
(5) 現地調査	2. (1) で作成した方針に従って現地調査を実施する。	1式
(ほ乳類・両生類・は虫	(年2回調査を想定)	
類)	調査対象想定エリア:小田排水機場周辺半径50m以内	
小田排水機場		
(6) 現地調査(植物)	2. (1) で作成した方針に従って現地調査を実施する。	1式
小田排水機場	(年2回調査を想定)	
	調査対象想定エリア:小田排水機場周辺半径50m以内	
(7) 現地調査(景観)	2. (1) で作成した方針に従って現地調査を実施する。	1式
小田排水機場	(年2回調査を想定)	
堀切排水機場	調査対象施設:小田排水機場、堀切排水機場	
3. 環境配慮計画(案)の作	「2.」の調査結果及び過年度業務報告書を基に、「角田丸	1式
成	森地区」での事業地区内の環境配慮計画(案)を作成する。	
4. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告	1式
	書の作成を行う。	
5. 点検とりまとめ	各業務項目の成果品の点検、とりまとめ及び報告書の作成	1式
	を行う。	